

お客さま各位

広島信用金庫

各種消費者ローン契約規定の改正について

平素は格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、広島信用金庫は、お客さま本位の業務運営を行うため、各種証書貸付・カードローン等の「規定」のうち、「相続の開始」のみを理由とした期限の利益喪失事項（以下、「本条項」といいます。）についてすべて削除いたします。

また、契約済の各種証書貸付・カードローン等の契約におきましても、「規定」から削除は行いませんが、本条項は削除したものとした取扱いを行います。

これにより、相続人さまには「相続の開始」があったことのみを理由に、当金庫から直ちに一括返済を求めることはありません。

記

1. 改正理由

お客さま本位の業務運営を行うため

2. 改正日

令和5年4月1日

以上